

憲法週間行事

5月3日は「憲法記念日」

憲法記念日（5月3日）を中心とした5月1日から7日までの一週間は「憲法週間」です。この期間は、憲法の意義を再確認するとともに、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割などを理解していただくきっかけとなるようにと設けられました。

裁判所、検察庁、法務局、弁護士会及び法テラスでは、記念行事を次のとおり共催で開催します。この機会にどうぞお気軽にご参加ください。

三庁(裁判所,検察庁,法務局)見学ツアー

秋田地方・家庭裁判所、秋田地方検察庁及び秋田地方法務局の三庁を見学していただきます。見学では、各庁の役割や業務の説明などをいたします。

裁判所では、裁判員裁判用法廷の見学や裁判官の法服を試着しての写真撮影などを予定しています。

- 開催日時：5月12日(金)
午後1時30分から午後4時00分頃まで
- 受付場所：秋田市山王七丁目1番1号 秋田地方裁判所5階
- 申込方法：本チラシの下部をご覧ください。
- 申込定員：40人(予約制)



無料法律相談

金銭・土地建物・交通事故・相続などの法律問題について、秋田弁護士会所属の弁護士がご相談に応じます。

- 開催日時：5月25日(木)午前10時00分から午後3時30分まで
- 相談会場：秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン7階
(受付会場「くらしのサロン」)
- 申込方法：本チラシの下部をご覧ください。直接「秋田地方裁判所」にお申込みください(相談会場である「アトリオン」では受け付けておりませんので、ご注意ください。)
- 申込定員：24人(予約制)

【申込方法】電話またはファクシミリでお申し込みください。ファクシミリの場合は、①行事名、②氏名、③人数、④連絡先を明記してください。

【申込期間】三庁見学ツアー 4月24日(月)から5月10日(水)まで
無料法律相談 5月15日(月)から23日(火)まで (土曜、日曜、祝日を除く)
受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで

【申込先】秋田地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係
電話:018-824-3121(内590) ファクシミリ:018-823-8849